

要望事項回答

23 大府市

No.	No.			要望内容	回答	担当課
1	1	1	1	介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会の御意見等を伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	1	2	介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	2		介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。	関係市町の介護保険担当課に臨時職員3名を配し、要介護等認定が必要な方に対し適切に申請ができるよう対応しています。	高齢障がい支援課
1	1	3	1	特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	介護保険事業計画推進委員会の御意見等を伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
1	1	3	2	特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。	特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しています。	高齢障がい支援課
1	1	4	1	総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。	現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しています。	高齢障がい支援課
1	1	4	2	一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。	国の制度に沿って進めてまいります。	高齢障がい支援課

要望事項回答

No.	No.			要望内容	回答	担当課
1	1	5	1	サロン、認知症カフェなど高齢者たまり場事業への助成を実施・拡充してください。	サロン設置時の初期活動への費用の補助、常設タイプでは運営費の補助を行っています。	高齢障がい支援課
1	1	5	2	住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	住宅改修・福祉用具購入については、受領委任払いを実施していますが、高額介護サービスについては、複数サービス事業所を利用した場合が想定されるため、実施していません。	高齢障がい支援課
1	1	6	1	介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	普通障害者、特別障害者とも、すでに実施済みです。	高齢障がい支援課
1	1	6	2	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	すべての要介護認定者に、該当した場合は、障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。	高齢障がい支援課
1	2		1	保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。	低所得者への保険税の軽減や減免制度、非自発的失業者への軽減制度を既に実施しています。一般会計からの繰入れは、国民健康保険の財政状況を踏まえ、適正に実施しています。	保険医療課
1	2		2	18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。	国民健康保険税の負担につきましては、応能応益という考え方があります。そのため、所得割・資産割・均等割・平等割を負担していただいております。なお、平成30年度から子ども減免制度を創設し、18歳以下（18歳になった後最初の3月31日まで）の子どもがいる世帯への保険税の一部減免を実施しています。	保険医療課

要望事項回答

No.	No.		要望内容	回答	担当課
1	2		3 資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	国民健康保険税は、被保険者間での公平性、公正性を保つ必要があります。資格証明書は、国民健康保険税の収納を図る一つの方法です。なお、子どもも、母子家庭等、心身障がい者及び精神障がい者の医療費助成の対象者や18歳年度末までの子どもには、資格証明書を交付していません。なお、それ以外の被保険者にも資格証明書の発行実績はありません。保険料を継続して分納している世帯には有効期限6か月の保険証を交付しています。	保険医療課
1	2		4 保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。	国民健康保険税の納税に関しては、本人との納税相談や申出による分割納税等の方法を取り入れています。したがって加入者の生活実態を無視した保険税の徴収や差押えは行っていません。また、短期保険証の発行は本人との接触の機会の確保や他の被保険者との公平性・公正性の確保に有効だと考えています。	保険医療課
1	2		4 保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。	地方税法、大府市税の減免に関する規則及び大府市国民健康保険税条例等に基づき適正な処理を行っています。	納税課

要望事項回答

No.	No.		要望内容	回 答	担当課
1	2		5 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	一部負担金の減免制度については、現行から拡充する考えはありません。また、ホームページ等で制度の周知を図っています。	保険医療課
1	2		6 高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。	大府市国民健康保険では、高額療養費に該当された場合、通知を送り、申請を勧奨しています。申請手続き時に過去の高額療養費について未申請のものがあれば、その旨をお伝えしています。また、医療機関窓口での負担が自己負担限度額で済むよう、限度額認定証の交付を受けるよう周知しています。	保険医療課
1	3		税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に応じるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	地方税法、大府市税の減免に関する規則及び大府市国民健康保険税条例等に基づき適正な処理を行っています。	納税課

要望事項回答

No.	No.		要望内容	回答	担当課
1	4	1	生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	生活保護を申請をする意思を確認した場合には、速やかに申請書等を交付しています。 また、真に保護を必要とする人が受給できるように厳正に審査し、漏給、濫給の防止に努めています。	地域福祉課
1	4	2	ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。	就労支援員を配置し、就労開始に向けての支援を充実させています。 また、実施主体の内部、外部を問わず職員に積極的に研修への参加を促しています。	地域福祉課
1	4	3	行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることのないよう十分に配慮し、了承を得るようしてください。	国の実施要領に従い、適切に事務を行っています。	地域福祉課
1	4	4	生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。	国の実施要領に従い、適切に事務を行っています。	地域福祉課

要望事項回答

No.	No.		要望内容	回答	担当課
1	4		5 外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。	ポルトガル語、中国語のパンフレットを整備しています。	地域福祉課
1	5		1 福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	子ども・障がい者・高齢者医療につきましては、県補助対象から拡充しており、今のところ拡大予定はありません。	保険医療課
1	5		2 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。中学校卒業まで現物給付（窓口無料）で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	平成19年10月から子ども医療対象者を中学校卒業まで拡充しています。今のところこれ以上の拡大予定はありません。	保険医療課
1	5		3 精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	精神障害者保健福祉手帳1,2級所持者と3級で非課税の方は平成24年10月診療分から一般的な病気も対象としています。	保険医療課

要望事項回答

No.	No.		要望内容	回答	担当課
1	5		4 難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。	難病患者の障がい認定等の相談、申請について3障がい(身体・知的・精神)と同じように高齢障がい支援課や障がい者相談支援センターで行っています。	高齢障がい支援課
1	6	1	1 愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。	平成28年度に県が実施した「愛知子ども調査」において、本市を含む知多半島圏域の貧困率を調査しています。	子育て支援課
1	6	1	2 ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。	<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、市町村の責務としましては、国と協力した施策の実施にとどめられています。</p> <p>本市の「生活の支援」といたしましては、母子家庭や寡婦家庭の方を対象に、経済的な問題や自立のための就業について、母子・父子自立支援員を子育て支援課に配置し相談に応じています。</p> <p>また、本市では、平成16年度から自立支援(教育訓練・高等教育職業訓練)給付金事業、母子家庭等日常生活支援事業を実施しています。</p>	子育て支援課

要望事項回答

No.	No.			要望内容	回答	担当課		
1	6	1	3	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。	<p>認定基準（所得基準）については、生活保護基準額の1.45倍未満としています。</p> <p>学校及び市役所関係課とも連携し、年度途中申請の周知に努めています。支給内容については、平成28年度から項目の追加及び学用品費の増額をしました。</p> <p>入学準備金については、新学期開始前に支給しています。</p>	学校教育課 協働推進生涯学習課 学校教育課		
1	6	1	4	教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。				
1	6	2		小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。				

要望事項回答

No.	No.		要望内容	回答	担当課
1	6	3	保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の入件費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。	保育士の安定的確保については、広報紙及びホームページへの掲載、ハローワークでの求人登録、就職フェアへの出展等を実施しています。 入件費の独自補助については、国等の動向を注視しながら検討していきます。	保育課
1	7	1	障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。	グループホームや通所施設等の整備について、運営する法人と協力していきます。	高齢障がい支援課
1	7	2	移動支援（地域生活支援事業）を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようになるとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。	移動支援の長期的かつ継続的な利用は原則認めていませんが、通園、通学については個別の事情等により真に必要な場合は支給対象としています。入所者が一時帰宅する場合に国の運用ルールの範囲内において支給対象としています。	高齢障がい支援課
1	7	3	診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかる援助へのヘルパー利用を認めてください。	通院に関して、移動支援については通院介助として支給しており、院内介助についても、見守りや排泄等の介助が必要な場合には支給対象としています。 重度訪問介護の利用者が、入院中の医療機関でのヘルパー利用が可能です。 通院については、国の規定に基づき、病院内の移動等の介助は認められ、診察中は認めません。	高齢障がい支援課

要 望 事 項 回 答

No.	No.		要望内容	回 答	担当課
1	7		4 障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。	障害福祉サービスの利用者負担は、国が示す基準に沿っています。障害者施設入所者（利用者）に負担軽減を行っています。	高齢障がい支援課
1	7		5 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。	介護保険にも同等のサービスがある場合には、介護保険サービスの利用が原則となっています。 福祉サービス利用者には、更新時に利用意向の確認をしています。65歳到達前に障がい福祉、介護保険それぞれの制度や負担について説明をしています。	高齢障がい支援課
1	7		6 障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。	現状として、グループホームの利用者について、世話人に加えてヘルパーの派遣を実施しています。	高齢障がい支援課

要望事項回答

No.	No.		要望内容	回答	担当課
1	7		7 障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。	社会福祉協議会では、市内の小中学校、高等学校において福祉実践教室を行い、障がいや福祉に関する理解促進を行っています。人材確保の一環として、居宅介護職の方を中心に専門資格取得の補助事業を実施しています。	高齢障がい支援課
1	8		1 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。	平成30年度から医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種の助成及び中学3年生、高校3年生相当の方にインフルエンザ費用の一部助成を開始します。	健康増進課
1	8		2 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	高齢者肺炎球菌ワクチンの自己負担金は1,000円で実施しています。定期接種と同様に一人につき1回接種が受けられるよう助成しています。	健康増進課
1	9		1 産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。	産婦健康診査は平成29年度から2回実施しています。	健康増進課

要望事項回答

No.	No.		要望内容	回答	担当課
1	9		2 妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊産婦歯科健診は妊婦・産婦の期間に1回実施しています。	健康増進課
1	9		3 保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	歯科衛生士は保健センターに1名配置しています。	健康増進課
2	1		1 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。	大府市議会における陳情書の取扱いは、受付した後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会に向けて同様の取扱いを行っていきます。	議事課
2	1		2 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。	同上	議事課
2	1		3 マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳からに先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	同上	議事課

要 望 事 項 回 答

No.	No.		要望内容	回 答	担当課
2	1		4 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。	同上	議事課
2	1		5 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。	同上	議事課
2	1		6 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。	同上	議事課
2	2	1	1 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。	同上	議事課

要 望 事 項 回 答

No.	No.			要望内容	回 答	担当課
2	2	1	2	精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	同上	議事課
2	2	1	3	後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	同上	議事課
2	2	2		市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。	同上	議事課